

<第72回理事会・第35回評議員会承認>

2023（令和5）年度

事業計画書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

公益財団法人 公益法人協会

目 次

2023(令和5)年度 事業計画書

はじめに

環境認識	1
基本方針	2
I 普及啓発事業（公益目的事業1）	5
1 出版	5
2 Web	5
3 シンポジウム	6
4 国内外非営利組織との連携	6
5 メディア対策	7
6 インターンシップ推進	7
II 支援・能力開発事業（公益目的事業2）	8
1 相談室	8
2 セミナー	8
3 機関誌	9
4 情報公開支援（共同サイト）	10
5 団体保険	10
III 調査研究・提言事業（公益目的事業3）	11
1 調査研究	11
2 専門委員会	12
3 政策提言	13
IV 法人管理	14
1 会員管理	14
2 組織運営	14

2023年度事業計画（案）

はじめに

【環境認識】

昨年度は、2020年初から発生した新型コロナウイルスが2022年度中に終結を見ず、世界的なパンデミックが3年にわたり持続し、政治・経済・社会・文化・教育活動等に生じた未曾有の激変が継続し、いまだその去就を完全には予測できない状況にある。これによる影響は、我国の非営利活動の世界においても例外ではなく、公益事業の縮小・委縮を招いたのみならず、その活動基盤を崩壊させかねないものであった。このパンデミックは、ワクチンの開発と普及並びに対症薬の創出等により、ようやく鎮静化が期待されるものの、今年度もその後遺症も含めて引き続き持続するものと思われ、コロナとの共生を現実的に模索している状況にある。

こうした中、施行後丸14年を経過した新たな公益法人制度には、その制度に内在する問題点と改善点がより明らかになってきた。具体的には、こうした事態の中で公益目的事業を推進し、それを拡大するための財政的基盤がさらに脆弱化していることである。これに関して、現在の公益法人制度においては、これらの問題を改善し、増強していくための手段に対して、むしろ足枷となる法律や制度が存在している。このような問題点に対しては、あらゆる機会をとらえ、制度の改正・改善を各方面に働きかけ続ける必要がある。

その一環として、昨年10月に開催した当協会の50周年記念シンポジウム「多様化する社会と公益法人－展望と展開－」においては、参加者の賛同を得て、別紙の「大会声明2022－縮小均衡から成長戦略へ－」を発表した。この大会声明においては、「Ⅱ 現行の法令等に対する改正や修正の提言」において、制度改正や改善を引き続き要望している。これらの提言がその一部であっても実現されることが期待されるところである。

他方、昨年度は2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」に基づき、民間にとっての利便性向上の観点から、公益法人制度の見直しに必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議（以下単に「有識者会議」という。）が、2022年10月より開催された。当協会としては、このような検討が行われることは、制度改正・改善のまたとない機会ととらえ、積極的にこの検討への参画を行っている。

具体的には、この有識者会議は10月4日に第1回会議を開催した後、8回に渡る会議を行っており、同年12月26日にはその中間とりまとめが提出されるとともに、2023年5～6月頃にパブリックコメントを経て、成案を得る予定となっている。（但

しその後の立法化等の予定は未定である。) 当協会としては官と民を繋ぐ中間支援団体としての役割に応えること、ならびに上記 50 周年記念シンポジウムにおける大会声明 2022 をふまえ、この会議に対して民間の立場から言うべきことは主張する一方、公益法人制度が一步でも二歩でも改善進展するよう、相応の結果を得るべく精力を注ぐこととする。

当協会としては、前述の通り昨年 10 月に創立 50 周年を迎えたが、それを機として、次の 10 年 (乃至はさらに長期にわたる) 飛躍のための基礎作りを開始しているところである。具体的には、昨年 4 月より 3 年にわたる中期経営計画をスタートさせたが、本年度はその第 2 年度として、各種の新規施策や既存業務ならびにガバナンスの強化改善等に、より一層の努力を傾注することとする。

2020 年度以降はコロナウイルスの影響により、各種の計画の後退を余儀なくされ、収益的には減少に至っていたが、ここにきてコロナとの共生の仕方も見えつつあり、それへの対応策も実りつつあることから、更なる検討・改善を加えるとともに、役職員が一丸となって工夫や努力を行い、その成果を確実に上げていきたいと考える。

【基本方針】

1. 2023 年度は、当協会の中期経営計画として 2022 年度～2024 年度をカバーした、3 か年計画 (以降単に 3 か年計画という。) の第 2 年度として、その事業計画の基本的事項について未実施の部分を含めて果敢に努力を傾注し、その着実な成果を期するものとする。実行に当たっては、初年度に実行できた部分と手つかずの部分に分けて (*)、その原因の分析と対応を考えるとともに、必要に応じて 3 か年計画の方針の再検討や修正も柔軟に行う。

(*) 2022 年度の実施状況については、末尾の「中期経営計画 (工程表)」参照。

2. 2018 年 12 月の「新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム」において、採択された大会宣言 (財務三基準関連の是正、変更手続きの簡素化、ならびに情報開示の拡大 の 3 項目の政策提言) ならびに 2022 年 10 月の大会声明を実現することを、重要戦略として位置付ける。特に有識者会議の動向を注視し、これに積極的に参加するとともに、これらの宣言や提言の実現の支援材料として活用する。

また、大会宣言ならびに大会声明実現の前提として要請されている、公益法人のガバナンスの充実のためには、2020 年策定した「公益法人ガバナンス・コード」の普及を図る。我々は公益法人自らが情報公開をきちんと行い、官作成によるものではなく自らの作成したガバナンス・コード等を遵守することによりガバナンスの強化を図っていく方針を堅持する。

3. 当協会は、いうまでもなく公益法人および一般法人を中心とする会員のための真の組織であり、公益法人界唯一の中間支援組織であることの自覚を常に持ち、「信

頼され親しまれる協会」として会員をはじめとする公益法人・一般法人に有用な諸施策、政策提言を引続き実行する。そのためには、会員の意見や要望に、一層耳を傾けるとともに、今まで以上に調査活動を強化し、非営利セクターのシンクタンクの機能を強化していくことで、国内外に有効な情報や提言を発信していく。なお、シンクタンクの機能を果たすためには、いわゆるヒト・モノ・カネが必要であり、当協会の安定した財務基盤の充実が前提となるため、そのための寄付金募集や資金調達の実現可能性を検討するものとする。

4. 具体的な施策の主なものは以下のとおりである。

(1) コロナ禍によって加速された IT 技術の活用については、むしろそれを奇貨として、①セミナー事業等の内容や運営方法の多様化・効率化、②理事会・評議員会や各種研究会等の開催・運営方法の省力化、③会員や世間一般への情報提供や公開さらには意思疎通等において、さらに一段と積極化する。ただし、これにより対人関係の希薄化に起因する顧客の不满やコミュニケーションの不足を招くことがないように十分留意する。

(2) 従来自前執筆主義を基本としていた機関誌や出版物については、その迅速化、内容の高度化や充実拡大を図るため、学者や専門家に執筆者をさらに拡大する。これにより、その執筆者の人々とのサークル(サロン)化を図ることによって、中長期的な狙いであるシンクタンクにおける専門家集団としての人材蓄積も期待する。

(3) 当協会の存立基盤である会員に対しては、①業種別の情報交換会の再開催や、②相談室における親身となった高度な相談の持続的な実施、③新春懇親会等における時機にあった講演会の開催、④出前セミナー等による会員向け営業の工夫等により会員の維持・拡大をはかることとする。会員数の増加は当協会の活性化、収益力の強化、経営の安定化等に資するものであり、前年度効果をあげた会員増強のための個別セールスアプローチを維持強化するとともに、会員管理部門の拡充強化等を含め鋭意最大限の努力を注力する。

5. 政府の働き方改革等の動きにも対応し、従業員全員が充実した生活を送れる職場づくりに注力する。その際高齢化した人員構成の是正や女性職員の管理職への登用等人員の多様化を図る。またコロナ禍によりある意味では日常化したテレワーク等の新しい勤務形態については、さらにその問題点等を十分検討し、当協会ならびに従業員両者にメリットのある方法を採用する。

なお以上の施策の実行のためには、それを賄う収益力の強化が前提であり、役職員全員がその意識を常に持って行動する一方、それに伴う各種のハラスメントの予防や撲滅をはかり、明るい仕事場作りに注力する。

【創立 50 周年記念シンポジウム プログラム】

- ・主催者挨拶 雨宮孝子 (公財)公益法人協会理事長
- ・来賓挨拶 鈴木英敬 内閣府大臣政務官

■セッション 1

基調講演「公益法人のガバナンスと成長戦略」

溜箭将之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

■セッション 2

「公益法人制度の環境と課題－10 年を振り返る」

太田達男 (公財)公益法人協会会長、勝又英子 (公財)日本国際交流センター専務理事

堀田 力 (公財)さわやか福祉財団会長、山岡義典 (公財)助成財団センター会長

■セッション 3

「多様化する社会と公益法人－展望と提言」

片山正夫 (公財)セゾン文化財団理事長、清水肇子 (公財)さわやか福祉財団理事長

鈴木幸夫 (公財)知床自然大学院大学設立財団理事、

平井俊邦 (公財)日本フィルハーモニー交響楽団理事長、

雨宮孝子 (公財)公益法人協会理事長、鈴木勝治(公財)公益法人協会副理事長

【大会声明 2022】

I 新たな事態に対応するための施策の要望

1. 大規模災害等に対する施策の要望
2. 攻めのガバナンスへの転換の要望
3. 「新しい資本主義」による施策の要望

II 現行の法令等に対する改正や修正の提言

<法令の改正または修正事項>

1. いわゆる財務三基準の改正の提言
2. 変更手続等の簡素化の提言
3. 情報公開の充実と拡大の提言
4. 中小規模法人の特例扱いの提言

<関連する改正要望事項>

5. 会計基準との不具合
6. 寄附文化の醸成
7. 芸術文化・スポーツの振興等の要望

III 公益法人のあるべき姿

1. 自主的な情報公開と情報発信
2. セルフガバナンスの徹底と説明責任
3. 他の非営利法人との協働

I 普及啓発事業（公益目的事業 1）

1. 出版

- ① 法人の組織基盤ならびにガバナンス強化に資する現行制度の理解促進と実務情報の提供に努める。
- ② 当年度に刊行する書籍は以下のとおり。
 - ・『公益法人・一般法人の運営実務〔第4版〕』
 - ・『公益法人・一般法人の基礎から確認するQ&A』
 - ・『公益法人・一般法人の理事の役割と責任〔第3版〕』
 - ・『公益法人・一般法人の理論と実務』（当協会創立50周年事業）
- ③ Amazon や当協会 Web サイトを中心とした書籍の情報発信とオンライン注文・販売を強化する。
- ④ 直販分の注文・請求作業の簡便化（データ活用、ペーパーレス化）をおこない、作業の負担軽減を図っていく。
- ⑤ 公益法人制度に精通した専門家による執筆を増やしていく。将来的にはシンクタンクを設けられるよう中長期的な構想をふまえ、そうした専門家の人材確保からサロン化を図っていく。
- ⑥ 当年度に刊行準備を進める書籍は以下のとおり。
 - ・『定款・諸規程例〔新版〕』
 - ・『公益法人・一般法人関係法令集〔第3版〕』
 - ・『新しい公益法人・一般法人の資産運用〔第2版〕』

2. Web

(1) 公法協 Web サイト

公法協 Web を最大限活用することを前提に、当協会および公益法人を初めとする非営利組織に関するタイムリーな情報発信に努める。その際、可能な限りコストを抑えるべく IT 室でサポートし、各事業担当者と共に一体感のある情報発信を進める。

(2) メール通信

- ① 機関誌『公益法人』が担っていた「公益法人の広場」（創刊の辞）という機能・役割を、メール通信も担うこととする。そのために「コラム」の執筆陣を多様化させ充実させていく。将来的にはシンクタンクを設けられるよう中長期的な構想をふまえ、現在の執筆者（実務家・有識者等）もまじえてサロン化を図っていく。
- ② 「コラム」を、有益なリソース（コンテンツ）として、機関誌・Web サイトなどへの2次的活用を促進していく。

- ③ 当協会のもつ各媒体（機関誌・Web サイト等）からの情報発信について、総合的見地からメール通信で最も相応しい情報を発するようルール化を図っていく。
- ④ メール通信の読者（受信者）を増やしていくために登録方法（メールアドレスの取得と送信許可等）を拡張し、登録者を増やす（22年度 3,800人から 23年度 4,000人）。

3. シンポジウム

政府において「新しい資本主義」の実現に資する観点から進められている「公益法人制度の見直し」の動向を注視し、調査研究事業の「民間法制・税制調査会」で検討する内容も踏まえ、多くの公益法人の意見を集約すべく、シンポジウムの開催を企画検討する。

4. 国内外非営利組織との連携

(1) 国内連携

- ① 新たな非営利組織の動向を注視するとともに、主として首都圏内の非営利組織主催の集会等に参加し、ネットワークの構築、情報収集に努める。
- ② 若い世代に「公益法人」の役割・理解を普及・啓発するために、ユースグループや教育機関との接点を見出す工夫を図る。
- ③ 当協会の会員団体が催す贈呈式、事業報告会等にも職員を出席させる機会を創出し、会員法人活動について理解向上を図る。

(2) 海外連携

- ① **英米等主要国の中間支援組織等との連携交流**: 当協会と最も親和性の高い、英国・National Council for Voluntary Organisations(NCVO)および米国・Independent Sector(IS)を含む海外の中間支援団体との連携交流を継続し、海外からの最新動向および政策面の先進事例などの有益な情報の入手に努め、我が国における海外非営利セクターに関する理解促進および公益法人のよりよい制度環境、活動環境の実現に向けた政策提言等に役立てる。
- ② **東アジア市民社会フォーラム**: 市民社会ベースで①日中韓の相互理解と融和の促進、②市民社会セクターが抱える様々な課題とその解決策の共有、③市民社会セクターのよりよい制度環境、活動環境の実現に向けた検討を行うため、韓国ボランティアフォーラム(KFV)および中国民間組織国際協力促進会(CANGO)と共に、第14回東アジア市民社会フォーラムを、ホスト国である韓国において開催する。日本国内では実行委員会を定期開催し、同フォーラムの開催に向けた準備を進める。

5. メディア対策

公益法人をめぐる諸課題や当協会の活動をテーマに、メディア関係者との意見交換の機会を設定し、公益法人のイメージ向上に努める。また、公益法人の報道内容に誤解があれば、随時理解を求めていく。

6. インターンシップ推進

若い世代に公益法人への理解を深めてもらい、将来の担い手を増やすことを目的として、例年、大学生数名を対象とした実習を実施している。実習期間を通じ、学生が公益法人の役割や現状について理解を深められるようカリキュラムの内容を工夫する。また、インターンシップ終了後も公益法人界に継続して関心を寄せてもらえるような取り組みを検討する。

Ⅱ 支援・能力開発事業（公益目的事業2）

1. 相談室

(1) 相談室の利用度・満足度向上

法人運営、財務・会計、税務等について悩みを抱える公益法人、一般法人は多いが、相談を求めずに、あるいは求められずに潜在している可能性がある。これらを掘り起こし、相談室の広報に努めるとともに、各法人の運営が安定し揺るぎないものとなるよう、面接相談・電話相談による相談員の助言を通じ、支援をおこなう。

- ① 相談室に対する認知度・利用意思についてのアンケートを実施し、法人の実態を把握するとともに、相談室の利用を促す。
- ② 当協会主催セミナー会場をはじめとした法人との接点の場を活用し、積極的な相談室の広報に努める。
- ③ 相談室連絡会を年1～2回オンラインを併用して開催し、相談員同士の情報交換、相談の質の向上に努める
- ④ 次世代の相談員候補者となりうる人材の確保について留意する。

(参考) 相談実績 (件数)

	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度(見込)	2023(令和5) 年度(計画)
面接相談	80件	95件	105件	300件
電話相談	3,997件	3,350件	3,000件	4,000件

(2) 専門職による支援体制

専門知識の支援を求める法人には、引き続き、弁護士、司法書士、社会保険労務士および税理士等の専門職を紹介する。

(3) 行政庁委託相談事業

内閣府の相談会事業が実施される場合は、前年度に引き続き入札に参加する。

2. セミナー

(1) 各種セミナー

- ① 会場型の「公益法人・一般法人」及び「社会福祉法人」の会計セミナーを第一の柱、会場型のテーマ別特別セミナーを第二の柱、オンデマンド中心のWEBセミナーを第三の柱とする方針を踏襲する。
- ② 公益法人・一般法人対象会計セミナーの実施予定回数は下記の通り（カッコ内は前年

度実績)。前年度並みの計 52 回を予定し（前年度 51 回）。大都市中心に集客を図る。

入門編 12（12）、基礎編 12（12）、実務編 14（13）、決算編 14（14）

- ③ 社会福祉法人対象会計セミナーの実施予定回数は下記の通り（カッコ内は前年度実績）。前年度並みの計 37 回を予定（前年度 38 回）。主務官庁への協力依頼その他により地方の集客に注力する。

初級編 9（9）、基本編 9（9）、予算・実践編 10（9）、決算編 9（11）

- ④ 特別セミナーは、公益・一般・社会福祉各法人の役員・職員向け会計、制度運営（立入検査、定期提出書類作成等含む）、人事労務、税務等で全 63 回を予定（前年度 56 回）。
- ⑤ WEBセミナーの実施予定回数は再配信を含んで 40 回を予定（前年度 36 回）。テーマによっては会場型セミナーのDMに同封する等工夫をしていく。
- ⑥ セミナー事業は、非会員の法人責任者・担当者と直接接する機会が多いことから、特に地方での会員獲得の一助となる活動に注力する。
- ⑦ コロナ禍は予断を許さない不確定要素であり、募集人数制限、会場での手指消毒や検温等感染防止に引き続き傾注し、クラスター発生リスクを未然に防ぐことを常に再認識し、緊張感を持って業務に当たる。

(2) 講師派遣

コロナ禍の影響で会場型セミナーを見送る傾向からオーダーメイドの講師派遣ニーズが高まり、WEB 会議ツールを用いた依頼も増加傾向が続くことから、会員からの依頼を中心として、非会員からは会員獲得に繋がる先を優先的に取り組む。また、地方自治体の職員研修などにも対応し、利用者の掘り起こしを図る。

3. 機関誌

- ① 機関誌『公益法人』は、主として会員の法人運営・組織基盤強化に資する実務情報を提供していくとともに、当協会の活動報告・政策提言等を伝えていく。
- ② さらに（創刊の辞で掲げた）「公益法人の広場」という機能・役割を担っていくために、「公益に関するいっさいの問題について、有識者はもちろんのこと一市民の感想に至るまで広く意見を求め」ていく。その際は、デジタル化の進展に対応して、その他媒体（特に Web サイト）も活用するものとする。
- ③ 「公益法人の広場」であるために、読者（会員）にかぎらず、有識者から広く世間一般の公益活動にたずさわる方々へ意見交換や交流等をもとめていく中で、当協会からの情報発信をおこたらず“民間公益”について啓発していく。そのことにより公益法人協会の認知度をあげていき、新たな読者を獲得していくこととする。
- ⑤ 制作過程の改善をおこない、発刊日・ページの管理を徹底していく。それによって全体的なコスト削減を図っていくこととする。

4. 情報公開支援（共同サイト）

- ① 官報に決算公告掲載があった法人、新設公益法人、ホームページ未開設公益法人へDMやメール勧誘を行い新規開拓する。
- ② 未利用法人に対しセミナーDMにチラシを同封し発送費用を抑える。公益法人誌への広告掲載も継続する。
- ③ 利用団体データの保護、安全な通信によるサービス提供のため、共同サイトWebのセキュリティ対応が急務となっており、利用団体のユーザービリティ向上と併せリニューアルを実施する。その際、運用コストの低いレンタルサーバーへの移転も同時に実施する（2023年10月予定）。

5. 団体保険（役員賠償責任保険、サイバー保険）

法人の機関運営の一層の円滑化を目的として 2012 年度に設置した団体保険制度（うち現行・サイバー保険は個人情報漏えい保険として 2016 年度開始。2022 年 5 月より名称変更）は、2021 年度に行政庁の変更認定を受け事業区分を変更、公益目的事業 2 の一つとなったものである。

2023 年度もさらなる保険内容の充実を検討するとともに、加入団体の拡大に努める。

Ⅲ 調査研究・提言事業（公益目的事業3）

1. 調査研究

(1) 民間法制・税制調査会

当協会は2018年度に（公財）さわやか福祉財団ならびに（公財）助成財団センターとともに民間法制・税制調査会を設置し、制度本来の目的に反し民間の担う公益の推進を阻害している要因の解明および、その結果浮かび上がった課題の整理とその対応策の検討を行ってきた。今年度は7回の調査会を開催予定であり、①同調査会の一環で実施した英国、米国両現地調査（テーマ：小規模法人対策と非営利法人会計）の結果をもとに日英米比較を試み、日本制度の参考になる点を検討するとともに、②「新しい時代の公益法人制度のあり方に関する有識者会議」の動向と法改正対応、③法人活動の自由度拡大への具体的対応と、それに伴うガバナンスの充実への具体的対応、④社会的企業や新しい法人類型（B-Corp）の経産省の動向について、⑤寄附規制・ファンドレイジング規制の英米比較と新法の消費者庁ガイドライン対応について検討し、公益法人等が直面する課題と制度改正のニーズを調査する。本調査会の検討結果は、従来通り調査報告書としてとりまとめ、その内容を政策提言に繋げる。

(2) 非営利法人関連の判例等研究会

年度内に4回の研究会を開催予定。研究テーマは、引き続き一般法人法・公益認定法を巡る訴訟や、法人の事業運営に関連する各種行政庁の対応、会社法や特定非営利活動促進法並びに個別の公益法人法制における事件や判例並びに関連通達の動向等とし、当協会内のみならず公益法人・非営利法人界で共有するため、調査内容を「公益法人」誌で紹介する。

(3) アンケート調査の実施

- ① **年次アンケート**：今年度も引き続き、公益法人、一般法人の基本情報、法人選択、寄附・税制、組織運営、行政庁の対応等の状況を把握するためにアンケートを8月に実施する。調査結果をとりまとめたアンケート実施報告書は3月末までに制作し、同報告書をホームページ等により公表するとともに政策提言に役立てる。
- ② **資産運用アンケート**：5年に一度に実施している資産運用アンケート（前回は2017年に実施）を、公益財団法人および公益社団法人を対象に実施する。本アンケートは、公益法人の資産運用の現状を把握し、その後の投資行動の変化やESG投資等つながるものを直近で確認することを目的とするもの。

(4) 新しい公益信託の活用に向けた勉強会

公益信託の新法の成案化に向け、新制度の理解促進、公益信託の活用法の検討を行う目的で、同勉強会を2020年7月から定期開催してきた。2022年1月以降の勉強会活動は休

止としたが、2022年10月からの内閣府有識者会議での検討等により新たな動きがあった場合は勉強会を再開する。

(5) 研究会等への参加

- ① **寄附法制研究会**：同研究会(特定非営利活動法人セイエン主催)は、2023年1月5日に施行された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」を中心とした、日本における寄附法制の内容とその影響、今後のあり方等について、寄附募集に関する実務者と弁護士等の専門家・研究者とで専門的な見地から検討・議論することを目的としたものであり、当協会も参加する。
- ② **公益法人のための ESG ファンド (ITA ファンド) 運用報告会 (運営委員会)**：ESG投資研究会(2021年、2022年度に実施)において組成した外国籍投信を活用した公益法人専用ファンド(ITA ファンド)について、稲盛財団、トヨタ財団、秋山記念生命科学振興財団が主催する運用報告会に、当協会もオブザーバーとして参加する。

(6) 非営利セクターのシンクタンクの機能の強化

調査研究事業の強化、非営利セクターのシンクタンクの機能の強化を図るべく、その受け皿となる組織体の設置に向けた検討を行う。具体的には、中期計画に掲げたシンクタンク機能向上を目指すべく、調査研究部門の専門性を高めるとともに、調査研究受託活動を強化し、成果物の質的向上を図る。また、親密な関係先との良好な関係を維持強化し、共同した取り組みによるシンクタンク機能の発揮を検討する。今年度は、特に①「官との連携」「中間支援団体のあり方」についての検討、②他の非営利団体との連携を含めた検討、③行政庁に対する訪米・訪英調査の結果の情報提供を重点的に行う。

2. 専門委員会

会員団体、非営利法人関係者からの要望、意見を集約し、非営利法人を取り巻く制度、環境などの改善に繋げるため、以下のとおり法制、コンプライアンス、税制、会計の4専門委員会を開催する。

(1) 法制・コンプライアンス合同委員会

内閣府「新しい時代の公益法人制度のあり方に関する有識者会議」の対応と、これに伴う法改正への対応を優先する。その他にも、パブコメ案件等に対する対応、非営利法人関連の判例等研究会や民間法制・税制調査会等の検討結果、非営利法人の法制の動きについて情報共有する。その他、公益法人、一般法人に共通する課題があれば適宜対応し、各委員からの提案によるテーマ設定を継続して受け付け、適宜外部講師のレクチャーも検討する。

(2) 税制・会計合同委員会

改めて公益税制の検証を行った上で、「税制改正要望」を検討する。また内閣府公益認

定等委員会の下に置かれている会計研究会の議論や、会計に関する動向を注視し、各法人が抱える税制・会計面での課題について情報共有・検討するため必要に応じ委員会を開催する。

3. 政策提言

- ① 公益法人・一般法人をはじめ非営利法人制度および税制ならびに行政の不適切な処分について、適切な提言活動を行う。
- ② 2018「新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム」において採択された大会宣言、2022「創立 50 周年記念シンポジウム」大会声明の実現に向け、政府、政党および関連団体に広く働きかける。特に内閣府「公益法人制度に関する有識者会議」の動向を注視し、同会議の議論に積極的に参加する。
- ③ 2020 年度策定した「公益法人ガバナンス・コード」の普及を図る。
- ④ 当協会内委員会・研究会、シンポジウムでの意見集約、必要に応じ公益法人関係者を対象とする集会（WEB会議システムを利用）なども検討する。
- ⑤ 非営利セクターを取巻く環境変化・規制強化へのアンテナを張り、新たな社会的課題の発見に努め、必要に応じ他団体のアドボカシー・グループと連携し政策提言に繋げる。

IV 法人管理

1. 会員管理

- ① 会員が当協会に対し何を求めているかを正しく把握するために、年1回の会員アンケートを実施し、毎年継続する。
- ② 当協会への認知度向上と入会を目的としたダイレクトメールを発信する。
- ③ 会員の参加者意識を高めるため、新春講演会、「知」の交流サロンを必要に応じオンラインを併用し開催するほか、業種別情報交換会の開催を企図する。
- ④ 会員を管理し増やす取り組みを、部署を横断し「オール公法協」で活発化させる。

(参考) 会員数の推移 (件数)

種別	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度(見込)	2023(令和5)年度(計画)
普通会员	1,298	1,303	1,322	1,359
特別会員	77	76	77	72
賛助会員	31	30	30	28
計	1,406	1,409	1,429	1,459
増減	-17	+3	+20	+30

2. 組織運営

- ① 理事会・評議員会等の開催については、従来の会場出席とともに新型コロナウイルス感染防止のために実施したオンラインを併用したハイブリッド方式が定着した。決議の省略の方法による書面決議とともに、コロナ後を含め機関決定の標準的なスタイルとして利用する。
また、役員、評議員の員数的な適正規模と専門性および多様性(性別、年齢別、国籍別等)を精査しつつ、現行の専門委員会や、法人運営に資する役割(各種委員会等)を付与した役員・評議員体制を引き続き検討する。
- ② 当協会財政基盤の強化は、中期計画にもあるように人員の確保、IT機器など設備投資を進めるため不可欠である。会員数の拡大や事業の充実、助成金の獲得による基盤整備の増強はもちろんであるが、公益財団法人として一般寄附金の拡大や遺贈寄附による基本財産の増額が重要である。そのためのイメージ戦略や新しいテクノロジー等による不中断の募金を行う。また、寄附戦略の一環として、政府が進める褒章制度において、内閣府賞勲局が認定する公益団体に当協会が加えられるよう、引き続き企画・検討を行う。

- ③ 新型コロナウイルス感染防止策や「新しい常態」にも配慮した勤務形態とその実効性に配慮しつつ対応するとともに、関係規程の整備を引き続き検討する。また、政府の「働き方改革」など世の中の動きに対応した、職員生活の充実のための福利厚生制度の見直し具体化を検討する。
- また、定款、倫理規程（ガバナンス・コード）等諸規程に沿ったガバナンスの強化に努める一方、防災・対感染症などのリスク管理、ハラスメント防止のための講習等を行う他、必要な知識習得のため、当協会主催セミナー・講演会をはじめ、会員等他団体が開催する各種講習会等への積極的な参加奨励を継続する。
- ④ 国税庁消費税インボイス制度に対応するため、協会内システムの帳票出力仕様を改変する（2023年9月予定）。
- ⑤ 協会内ファイルサーバーについて、2023年5月リース満了に伴う入替を予定しているが、現状のデータ容量の増加に対応すべく後継機の導入を進める。また、協会内で使用しているスケジューリング管理ツール「グループウェア」のメーカーサポート期間終了に伴いレンタルサーバーの変更もしくはクラウド版への移行を行う。
- ⑥ 大型印刷機についても、2023年10月リース満了に伴う入替を予定しているが、新印刷機でも現業務を円滑に遂行できる様後継機の選定を進める。
- ⑦ 職員数は極力現状を維持するが、業務によっては派遣社員など外部の業務支援の活用を引き続き検討する。また、既存職員のキャリア形成、人材育成の観点から人事異動にも配慮するほか、相談室の機能拡充のため、新たな相談員の採用を平時から意識する。
- ⑧ 事務所の移転については、ワンフロア化による業務間の連携向上や立地面の安全性、会員団体、役職員の利便性に配慮することはもちろんであるが、財務状況を見極めた上で進めることとする。
- ⑨ 情報発信、普及啓発のあり方、広報戦略等を「広報会議」を組成し、検討・実践していく。広報会議は、広報担当が主催し各事業担当者が参画する形で運営していく。
- ⑩ アニュアルレポート 2022 を発行、会員他各方面に配布し、当協会の事業、活動のより一層の周知を図るとともに、会員拡大にも利用する。
- ⑪ 前年度から編纂中の当協会創立 50 年史を刊行する。
- ⑫ コロナ禍からの回復が鈍い事業もあり、収益減少に対しては、管理面においては各種経費の見直し、低減を継続する。

以上